

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A事業場（以下「事業場」という。）に雇用され、経理や営業等の業務に従事し、平成〇年〇月からB支局、平成〇年〇月からC支局、平成〇年〇月からD支局の各支局において支局長として就労し、平成〇年〇月〇日付けでE所在のF支局長に異動となることが内示されていた（以下「本件異動内示」という。）。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、突然の電子メールにより本件異動内示を受けたことが衝撃となり、同月〇日から胸全体に強い痛みを感じるようになり、同年〇月後半には、連日のように同様の症状が出た上、頭痛や冷汗等を伴うようになったという。

請求人は、同年〇月〇日、G医療センターに受診し、狭心症の疑いがあるとして、同月〇日から同月〇日までの間検査入院したところ、「冠攣縮性狭心症」と診断された。

請求人は、上記疾病は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、これを支給しない旨の処分をした。請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実認定及び判断

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病について、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、疾病名は「冠攣縮性狭心症」(以下「本件疾病」という。)であり、その発症時期は「平成〇年〇月〇日」と所見を述べており、当審査会としても、請求人の症状の経過及び検査結果等からみて、同所見は妥当であると考え。

(2) ところで、本件疾病を含む虚血性心疾患等に係る業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、この取扱いは妥当なものであることから、以下、認定基準に基づき検討する。

#### ア 異常な出来事について

請求人が、本件疾病発症直前から前日までの間、業務上において異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

#### イ 短期間の過重業務について

本件疾病発症前1週間の請求人の就労状況については、決定書理由に説示するとおり、労働時間などをみても、請求人が特に過重な業務に従事したものは認められない。

#### ウ 長期間の過重業務について

本件疾病発症前6か月間における請求人の就労状況は、決定書理由に説示

するとおり、発症前1か月間の時間外労働時間数は15時間6分、また、発症前2か月ないし6か月間の1か月間当たりの平均時間外労働時間数は、発症前6か月の17時間38分が最長であり、恒常的な長時間労働は認められず、その他著しい疲労の蓄積をもたらす事情も認められないことから、長期間の過重業務に従事したとも認められない。

エ 以上のように、請求人は、発症直前から前日にかけて業務に係る異常な出来事は認められず、また、発症に近接した短期間及び長期間の業務において過重性は認められないものである。

(3) 請求人の請求の趣旨は、突然の電子メールにより、想定外の遠隔地への単身赴任を強いる本件異動内示をされ、しかもそれは降格を伴うものであったことから、大きなショックを受けたというものである。

この点、請求人は、本件異動内示は、平成〇年〇月〇日の部長会議での出来事に対する報復人事であり、不当なものであると主張するところ、本件異動内示が行われた背景は確認し得ないものの、請求人は、既に数回にわたって異動を経験しており、本件異動内示が行われた時点においては、D支局長に就任し〇年を経過していたという事実を照らすと、本件異動内示自体が格別に異例なものとは判断し得ず、また、降格を伴うものであったという事実についても、一件記録を精査するも、同じ局長という職位であり、事業場では勤務する所属により局長の格付けが〇ランク異なるというにとどまるものと認められるところであり、過重な負荷を与える要因であったとは判断できない。当審査会としては、請求人が意に反する本件異動内示を受けたことにより衝撃を受けた可能性は否定しないものの、同出来事をもって、本件疾病と相当因果関係があるとは判断し得ないものである。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。